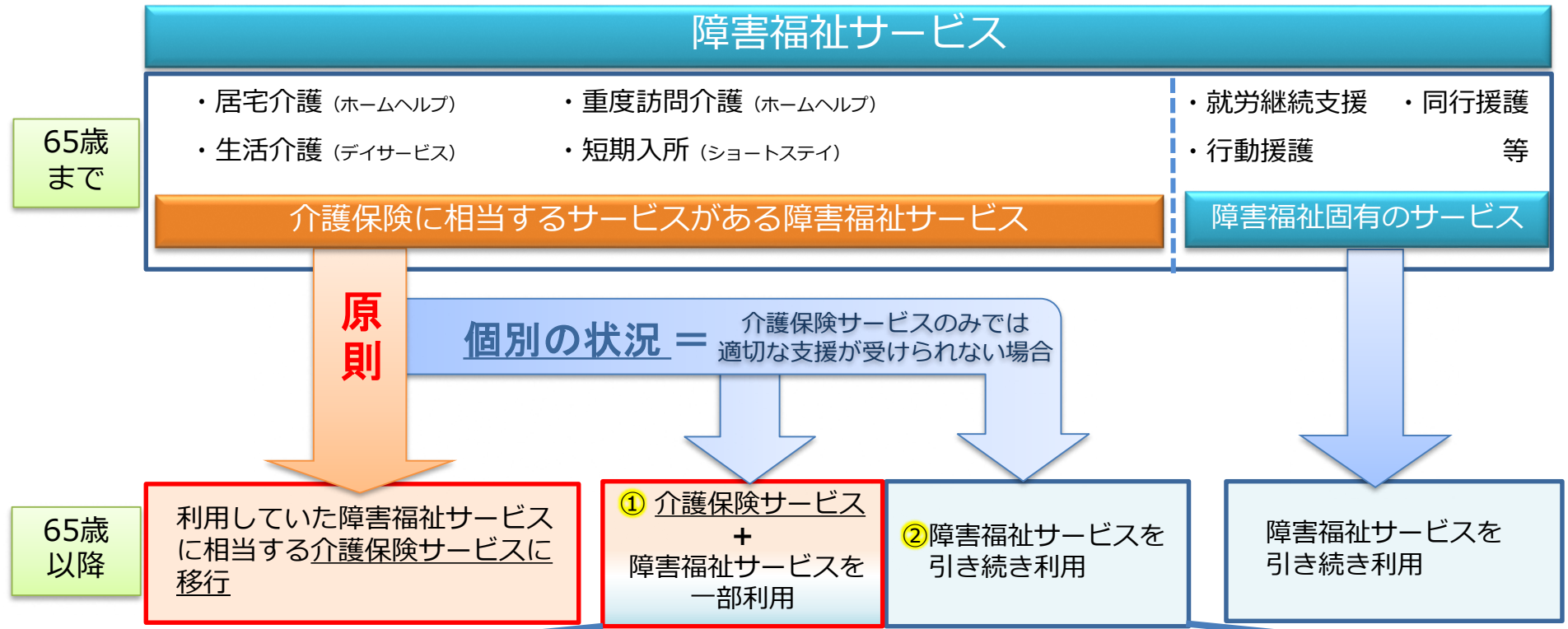


# 障害福祉制度と介護保険制度の適用関係の概要



**個別の状況**

一律に介護保険サービスに移行するのではなく、以下に該当し、適切なサービス量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することが可能

- ① 介護保険サービスの支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみによって適切なサービス量を確保することができないものと認められる場合
- ② 実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合
  - 例えば ・ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合
  - ・ 介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合 等

※ 障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

## 介護保険の適用除外制度について

## ○ 制度の概要

- 原則、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者及び 65 歳以上の方は介護保険制度の被保険者となり、介護保険サービスに要する費用の一部を介護保険料として負担する。
- ただし、障害関連法・生活保護法などの適用を受けて「介護保険適用除外施設」に入所・入院されている場合は、介護保険と同等以上のサービスが提供されており、かつ将来的にも介護保険の給付を受ける可能性が低いため、例外的に、介護保険の被保険者にならない。

## ○ 介護保険適用除外施設

(介護保険法施行規則第 170 条第 1 項)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条第 1 項の規定による支給決定(生活介護及び同法第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援に係るものに限る。)を受けて同法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設に入所している身体障害者
- 身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に入所している身体障害者

(介護保険法施行規則第 170 条第 2 項)

次の施設に入所又は入院している方

- 児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設
- 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する国立ハンセン病療養所等（同法第 7 条または第 9 条に規定する療養を行う部分に限る。）
- 生活保護法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する救護施設
- 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）
- 障害者支援施設（知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
- 指定障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律施行規則第 2 条の 3 に規定する施設（同法第 5 条第 6 項の療養介護を行うものに限る。）

○ 介護保険サービスの利用

介護保険適用除外施設を退所又は退院した場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

【参考：障害者支援施設と特別養護老人ホームとの比較】

項目	障害者支援施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
施設形態	入所者に対し、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供を行う。	入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養を行う。
入所対象者	生活介護を受けている者であって、障害支援区分が区分 4（50 歳以上の者にあっては区分 3）以上である者。	65 歳以上の者若しくは 40～64 歳までの特定疾病対象者で原則要介護 3 以上の者。
利用者負担	介護給付費はサービス量に応じて定率負担（1 割）で所得に応じて上限額が設定（0 円～37,200 円）。このほか食費・光熱水費は実費負担となるが、低所得者に対し少なくとも手元に 25,000 円残るよう補足給付あり。	介護保険負担割合は、合計所得金額に応じて 1 割から 3 割で、高額介護サービス費として自己負担額が世帯合計（個人）で上限額を超えた場合に、その超えた分が払い戻される。（上限額 15,000 円～140,100 円）このほか居住費、日常生活費等の負担が必要となるが、低所得者等に負担の軽減措置が設けられている。（食費 300 円～1,360 円 居住費（多床型）0 円～370 円）
高齢障害者への支援	要介護度によらず高齢化により必要な支援の状況により、障害者支援のノウハウや成果に基づく対応が可能。	高齢者支援に適した職種が配置され、施設や設備等も介護に適したものであり、高齢入所者のニーズに合わせた支援が可能。なお、知的障害者等の入所者が 15 以上の介護老人福祉施設では、専従・常勤の「障害者生活支援員」を 1 名以上配置している場合は、「障害者生活支援体制加算」を取得可能。
高齢障害者への対応における課題	高齢入所者の介助に適した職員を配置し介護技術のスキルアップを図るほか、介護に適した施設や設備であることが求められる。	コミュニケーションや日常生活上の支援などにおいて、障害特性に応じた対応が求められる。

# 共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
  - ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
  - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ <u>生活介護</u> （主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ <u>短期入所</u>
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護	→	○ <u>生活介護</u> （主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 通い	→	○ <u>短期入所</u>
	□ 泊まり	→	

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。